(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 20日

静岡県知事 殿

提出者

住 所 愛知県名古屋市中区錦3丁目4番6号 桜通大津第一生命ビル4階

氏 名 東亜建設工業株式会社 名古屋支店 執行役員支店長 金子 功

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-957-6912

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

	事業場の名称	東亜建設工業株式会社 名古屋支店
	事業場の所在地	愛知県名古屋市中区錦3丁目4番6号 桜通大津第一生命ビル4階
	計画期間	令和4年4月1日~令和5年3月31日
当該	亥事業場において現に行っ	っている事業に関する事項
	①事業の種類	建設業・総合工事業 (DO6)
	②事業の規模	(令和3年度、静岡県内分) 16,200万円/年
	③従業員数	(名古屋支店分) 30人
	④産業廃棄物の 一連の処理の工程	施工+ 発生+ 保管+ 収集運搬+ 中間処理+ 最終処分+ 再生+

(日本産業規格 A列4番)

産業	É廃棄物の処理に係る	管理体制	に関する事項				
	(管理体制図)						
	・別紙1(様式第二号	号の八)の	とおり				
産業	└ É廃棄物の排出の抑制	に関する	 事項				
		【前年度	(令和 3年度	度)実績】			
		産業廃棄	乗物の種類	_		<u> </u>	
		排	出量	_	t	<u> </u>	t
	①現状	(これま	でに実施した取	(組)			
			/D/s 15 Mb				
		・別紙 1	(様式第二号の)	八)のとおり			
		【目標】					
		産業廃棄	乗物の種類	_		<u> </u>	
		排	出量	_	t	<u> </u>	t
	②計画	(今後実	施する予定の取	L z組)			
		・別紙 1	(様式第二号の)	八)のとおり			
産業	┃ É廃棄物の分別に関す	う る事項					
		(分別し	ている産業廃棄	物の種類及び分別]に関す	る取組)	
	①現状	・別紙 1	(様式第二号の)	八)のとおり			
		(今後分別	別する予定の産業	業廃棄物の種類及る	び分別に	- 関する取組)	
	②計画	• 別紙 1	(様式第二号の)	八)のとおり			
		73 7/12V I	(1905 45)4 (1 45)	-, -, C NO /			

自身	行う産業廃棄物の再	生利用に関する事項	, ш	
		【前年度(令和 一 年度) 実績】	
		産業廃棄物の種類	J	_
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	_ t
	①現状	(これまでに実施した取	組)	
		・実施していない		
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	_	_
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	②計画	(今後実施する予定の取	· 組)	1
		・実施していない		
自ら	っ行う産業廃棄物の中 「	間処理に関する事項		
		【前年度(令和 一 年度	:) 実績】	
		産業廃棄物の種類	J	-
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	– t	— t
	①現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	<u> </u>	_ t
		(これまでに実施した取	組)	
		・実施していない		
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	<u> </u>	_
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	<u></u> − t	~ t
	②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	└ t	— t
		(今後実施する予定の取	<u></u>	
		・実施していない		

自ら	行う産業廃棄物の埋	立処分又は海洋投入処分	に関する事項			
		【前年度(令和 一 年度)実績】			
		産業廃棄物の種類	_		<u> </u>	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	<u> </u>	t	<u> </u>	t
(①現状	(これまでに実施した取	組)			
		・実施していない				
		【目標】				
		産業廃棄物の種類	_		_	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	_	t	_	t
	②計画	(今後実施する予定の取	組)			
		・実施していない				
产業		 				
	<u> </u>					
		産業廃棄物の種類	全体		<u> </u>	
		全処理委託量	5, 222	t		t
		優良認定処理業者への 処理委託量	0	t	<u> </u>	t
		再生利用業者への 処理委託量	5, 222	t	<u></u>	t
	①現状	認定熱回収業者への 処理委託量	0	t	<u> </u>	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	t	<u></u>	t
		(これまでに実施した取)	組)			
		 ・別紙1(様式第二号の <i>)</i> 	()のとおり			
1						

(第5面)

-	(第5	o			
	【目標】				
	産業廃棄物の種類	全体		_	
	全処理委託量	800	t	_	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	20	t	_	t
	再生利用業者への 処理委託量	800	t	_	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0	t	_	t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	t	<u> </u>	t
	(今後実施する予定の取・出来る限り優良認定処・委託先処理業者先に対)。 主実地確認	認を行う。	
※事務処理欄					

備考

- 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入するこ 3

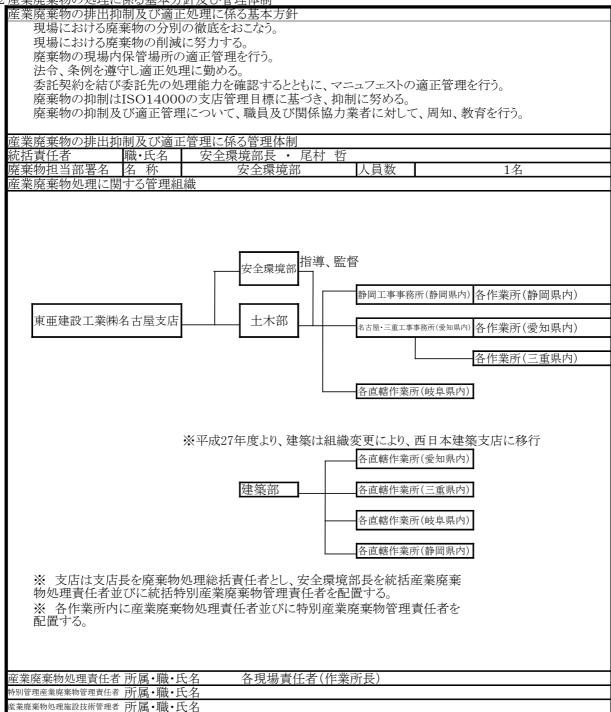
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績) 、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような計算に対して生活を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収 施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)であ る処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者へ の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容とした別表を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないとき は、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(様式第二号の八関係)

1計画の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2産業廃棄物の処理に係る基本方針及び管理体制



(1)排出抑制に関する事項

産業廃棄物の発生量は、受注の増減、受注工事の内容等により大きく変化する。 従って、単純比較することは難しく、各現場において減量目標を定め、リサイクル率の向上の周知を実施しているのが現状である。 令和元年度は全社統一削減目標(リサイクル)を定め、実施していく。

1. 建設副産物リサイクル率の向上

現状及び将来目標

表2 産業廃棄物発生量に関する現状及び将来目標 (単位:t/年)

/-		<u>XUNNUM (TI</u>	·L·· (/ /
	廃棄物の種類	現状	将来目標
ı		令和3年度	(令和4)年度
ı	混合廃棄物の分別促進	分別ボックスの設置	分別ボックスの設置
	混合廃棄物の削減		工事施工高1億円当たり
ı		土木工事 1.3t以下	土木工事 1.3t以下
		建築工事 4.1t以下	建築工事 4.1t以下
		建築新築工事延べ床面 積当たり8.0kg/m2以下	建築新築工事延べ床面 積当たり8.0kg/m2以下

具体的取組

・ 上記の目標に向かい現場に周知し、実施していく。 支店は環境パトロールを実施し、目標実現に向け指導していく。

(2)分別促進に関する事項

現状及び将来目標

- ・ 各現場とも、分別ボックスを設置し分別に努力している。
- ・ 上記(2)に記載

表3 分別可能な混合廃棄物発生量に関する現状及び将来目標 (単位:t/年)

	担	将来目標
	令和3年度	(令和4)年度
分別可能な混合廃棄物の発生量	10	10

- ・ 上記の目標に向かい現場に周知し、実施していく。 支店は環境パトロールを実施し、目標実現に向け指導していく。
- ・ 現場に入場する協力業者作業員に対して、分別、減量化等の教育を実施する ・ 混合廃棄物ついては、排出時及び委託処分により選別を進め、再利用を進める。

具体的取組

別紙2(様式第二号の八) 東亜建設工業株式会社:

【前年度(令和3年度)実績】

<u>í</u>)

産業廃棄物の種類	(0) 全体	(1) がれき類	(2) がれき類	(3) がれき類	(4) 廃プラス チック類	(5) 木くず	(6)ガラス・ 陶磁器くず	(7)ガラス・ 陶磁器くず	(8) 混合廃棄 物	(9) 紙くず	(10) 金属くず	(11) 汚泥	(12) 混合廃棄 物
	合計	コンクリートがら	アスコンがら	その他がれ き類				(廃石膏ボード)	(管理型品目)			建設汚泥	(安定型品目)
全処理委託量	5, 222	4, 821	40	0	13	55	284	2	7	0	0	0	0
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再生利用業者への処理委託量	5, 222	4, 821	40	0	13	55	284	2	7	0	0	0	0
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行 う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【今年度(令和4年度)目標】

(È

産業廃棄物の種類	(0) 全体	(1) がれき類	(2) がれき類	(3) がれき類	(4) 廃プラス チック類	(5) 木くず	(6)ガラス・ 陶磁器くず	(7)ガラス・ 陶磁器くず	(8) 混合廃棄 物	(9) 紙くず	(10) 金属くず	(11) 汚泥	(12) 混合廃棄 物
	合計	コンクリートがら	アスコンがら	その他がれ き類				(廃石膏ボード)	(管理型品目)			建設汚泥	(安定型品目)
全処理委託量	800	780	0	0	0	10	0	0	10	0	0	0	0
優良認定処理業者への処理委託量	20	0	0	0	0	10	0	0	10	0	0	0	0
再生利用業者への処理委託量	800	780	0	0	0	10	0	0	10	0	0	0	0
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行 う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

名古屋支店	
単位:t∕年)	1
備考	

单位:t/年

備考